

広報

あち

4月

2007 APRIL No.184



第一小学校の入学式

主な内容

平成19年度当初予算	2P~5P
国民健康保険係からのお知らせ	6P~7P
児童手当制度の拡充について	8P
子育て支援室より	10P
シルバー人材センター設立	16P

入学おめでとう

4月4日に、村内各小中学校の入学式が行われ、第一小学校27名、第二小学校12名、第三小学校11名、浪合小学校9名、阿智中学校57名、浪合中学校12名がそれぞれ入学しました。

「産業の活性化」「定住の促進」

「協働の発展」を重点的に

平成19年度当初予算

新「阿智村」が発足し一年が経過しました。合併協議が短期間であったこともあり、十八年度は手探りのなかでのスタートとなりました。その意味では十九年度予算が、合併後はいじめの本格的な予算といえます。人件費など合併効果により経常的経費は圧縮されており、その効果を重点施策に、必要なところには集中的に投資するということに心掛けました。

一般会計予算の総額は、四六億一四〇〇万円となり、前年度当初予算と比較して、三億二〇〇万円（七・五％）の増、特別会計を含めた総額は七二億二二九〇万円と、約一億四千万円余（二・〇％）の増となりました。

歳入では、一般財源で、税源移譲等による村税の増と、交付税等の減を差し引くと、約一〇〇〇万円の減少になる見込みです。起債は新しい村づくりのための基金三億円を当初予算に計上しましたので、合併特例債は工場団地関連道路改良二億五、五七〇万円を加えて、五億八、七七〇万円と大幅に増えることとなりました。

歳出では、経常的経費のうち、人件費は退職不補充等により、約一、三〇〇万円（一・六％）減少、公債費についても、約一、八〇〇万円（二・六％）ほど減額になっています。人件費と公債費については今後さらに減少

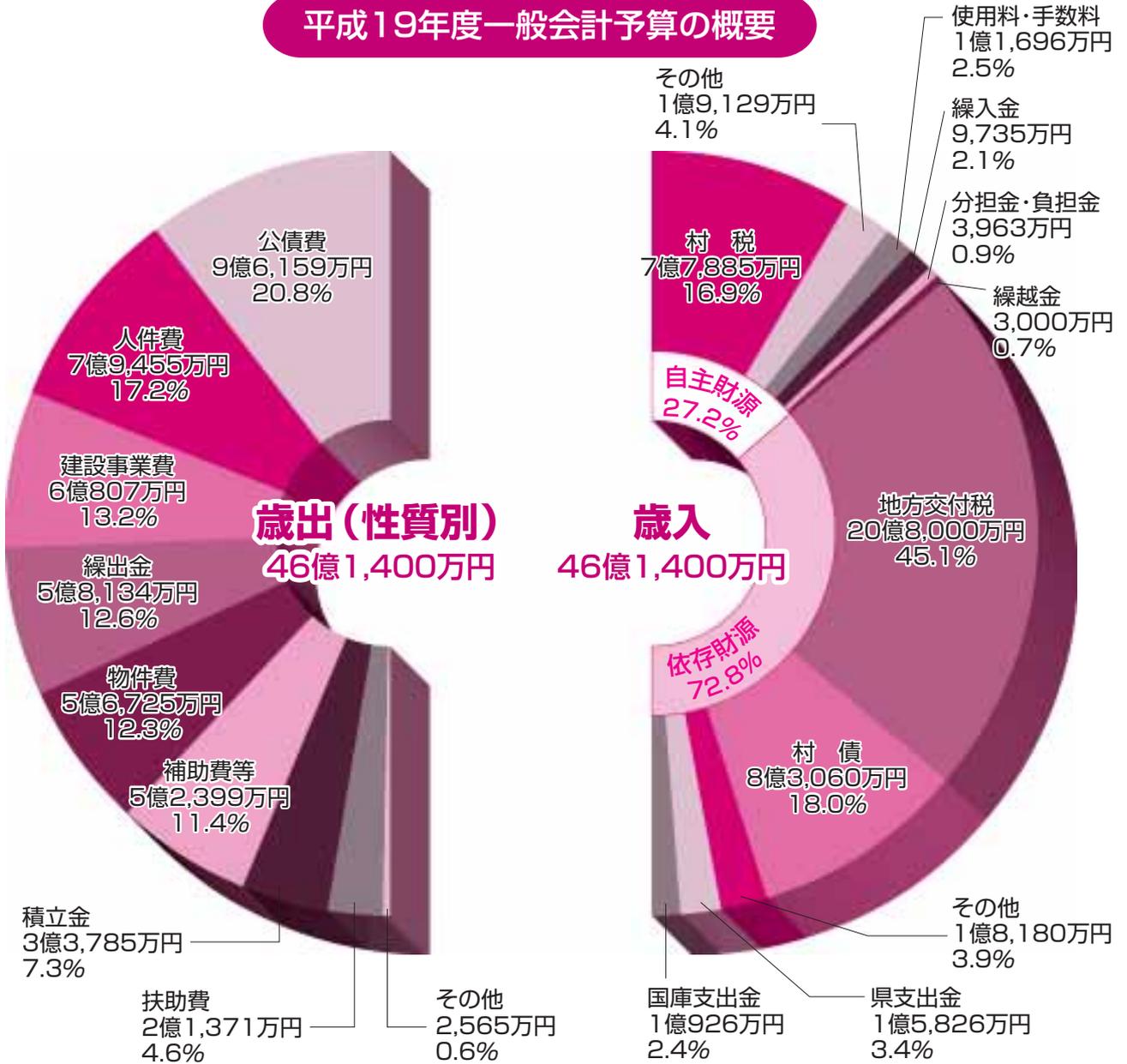
していく見込みです。物件費については、三、九〇〇万円（七・五％）増えています。ターゲットセンター委託料等で今年に限った一時的なものです。普通建設事業は、工場団地造成に三億七、〇五〇万円等で、一一、五〇〇万円の増となっています。

今年度の、予算編成にあたっては、「事業等計画書」をお配りし、事業についてよりあきらかにしました。今後、これらを含め、住民の皆さんとの協働の取り組みを進展させていきたいと考えています。

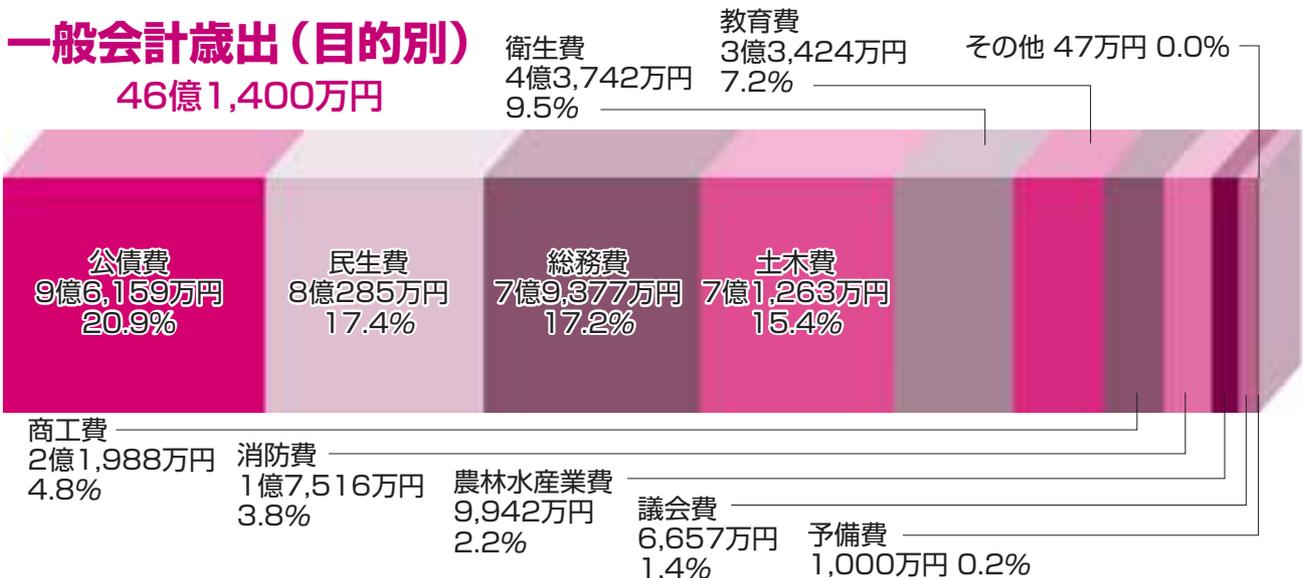
平成19年度予算の概要

会計区分	19年度予算額	18年度予算額	予算の比較	前年比（％）	
一般会計	46億1,400万円	42億9,300万円	3億2,100万円	107.5	
特別会計	温泉事業	3,750万円	3,770万円	△ 20万円	99.5
	国民健康保険事業	4億7,813万円	4億6,297万円	1,516万円	103.3
	国民健康保険直診	7,238万円	8,386万円	△ 1,148万円	86.3
	老人保健医療	7億1,959万円	7億8,709万円	△ 6,750万円	91.4
	村営水道	2億6,526万円	3億6,846万円	△ 1億320万円	72.0
	下水道事業	3億6,950万円	3億7,335万円	△ 385万円	99.0
	農業集落排水	7,799万円	8,005万円	△ 206万円	97.4
	介護保険	5億7,955万円	5億8,552万円	△ 597万円	99.0
	特別会計合計	25億9,990万円	27億7,900万円	△ 1億7,910万円	93.6
総合計	72億1,390万円	70億7,200万円	1億4,190万円	102.0	

平成19年度一般会計予算の概要



一般会計歳出 (目的別) 46億1,400万円



平成十九年度 村づくりの重点施策と予算

産業振興

(村内経済の活性化)

① 誘客特別対策事業

(三、〇〇〇万円)

(株)屋神温泉エリアサポートが主体となり、屋神温泉のイメージアップと、全国への情報発信による誘客拡大を目指します。

② 観光協会補助金

(二、三〇〇万円)

村の観光活性化のため、各種広告宣伝イベント等開催による誘客活動、観光資源の発掘整備、情報発信を行います。

③ 屋神温泉まちづくり交付金事業

(二、〇〇〇万円)

屋神まちづくり委員会が中心となり、快適な空間づくりのため、植栽・遊歩道の整備を行います。併せて、湯ノ瀬橋の床板修繕、道路舗装を行います。

④ 園原ビジターセンター展示・企画事業

(一、〇〇〇万円)

魅力ある園原の里、信濃比叡を観光客に総合的に紹介、案内できる展示・企画を行います。(ビジターセンターは、繰越事業として十九年度に建設されます)

⑤ 治部坂高原別荘地内道路改修事業

(二、〇〇〇万円)

老朽化している別荘内の道路舗装と側溝整備を行います。

⑥ 工場団地造成

(三億七、〇五〇万円)

七久里地区で進めている工場団地への道路改良を進めるとともに、上下水道管の布設を行います。

- ・村道整備 (二億六、九一〇万円)
- ・水道管布設 (二、七二〇万円)
- ・下水道管布設 (七、四〇〇万円)

子育て支援

若者定住対策

《子育て支援》

① 妊婦健康診査補助

(二五〇万円)

従来二回だった妊婦健康診査料補助を残りの診査基本料十二回を含む全十四回までに拡大し、母子の健康を促進する。

② 特別保育の充実

(一、一七五万円)

未満児・一時・延長・障害児保育の充実に図ります。

③ 環境整備

春日・智里東・智里西・浪合保育所遊具設置等

(一三三万円)

《児童福祉》

中学生までの医療費無料化

(八〇〇万円)

《若者定住対策》

① 若者定住住宅新増改築等支援金

(一、二五〇万円)

村内へ定住するための住宅の新増改築、住宅用地・空き家を取得する者に対して支援します。満四十歳以下、住宅新築一〇〇万円、用地取得一〇〇万円を限度とする。

② 若者定住住宅建設資金融資利子補給金 (五三万円)

村内へ定住するための住宅建設等にあたり、金融機関より融資を受けた場合の利子十分の二を補助します。満五十歳以下、限度額五〇〇万円。

③ 分譲住宅地造成事業

(三、五七〇万円)

若者の定住促進のため、分譲住宅地の取得を行います。

《教育の充実》

① 学力の定着 第一小学校・中学校へ村費教員の加配

(八九一万円)

第一小第二小学校へ授業改善研究費

(二六六万円)

② 教育環境の整備

第一小学校 放送設備改修

(四二四万円)

浪合小中学校 防犯システム装置

(二九万円)

浪合小中学校 石油ファンヒーター (一〇三万円)

③ 中学校改築実施設計 (四、〇〇〇万円)

中学校改築には総事業費十八億円を見込んでいます。二十二年四月開校に向け、建物の設計を行い、建設は二十二年を予定しています。

《文化財》

① 文化財保管施設整備 (五〇〇万円)

旧信用金庫を活用します。

② 学芸員の設置 (三〇〇万円)

文化財の発掘・整理、ビジターセンターでの展示企画、全村博物館構想に関する事など文化財行政にあたります。

《その他》

① 山村留学・遊楽館事業

(一、四〇〇万円)

② ホームステイ事業

(二三六万円)

③ 学童保育事業 (四六四万円)

④ 子育て支援センター事業

(二七五万円)

自治会・住民の

自主的活動への支援

① 自治会活動支援金

(七八七万円)

自治会活動の経費に対し、均等割・世帯割・人口割等で七自治会へ総額四八七万円。さらに十七年度から七

けた、モデルとなる個別の事業に対し総額三〇〇万円の支援を行います。

②村づくり委員会事業補助金 (二〇〇万円)
住民の自主的な活動、学習、研究に補助します。

③浪合振興補助金 (二〇〇万円)

旧浪合村で村が主体的に取り組んできた各種行事、伝統文化保存、活動補助などのサービスを一定水準維持するための補助を行います。

○その他の主な事業

《健康づくり・地域医療》

①水中運動による健康づくり事業 (一、六六八万円)
青壮年の生活習慣病予防をねらいとし、親子・子どもの目的別教室も実施します。

②各種健診事業等を充実します (二、〇六九万円)
国保ヘルスアップ事業、母子保健事業、成人保健事業、予防接種等

③診療所運営事業 (八、二二三万円)
伍和・智里東・智里西・浪合診療所の運営を引き続き行います。

《高齢者対策》

①自立生活支援センター事業 (四、五〇六万円)

地域福祉の総合窓口として横断的、効果的な支援を行えるよう、また高

齢者の転倒予防の水中運動教室も実施し介護予防の支援を行います。

②養護老人ホーム入所措置事業 (一、七四七万円)

③福祉タクシー利用券助成事業 (二二八万円)

④自立支援扶助金及び介護扶助金交付事業 (三三〇万円)
村単独事業として、サービス利用に関わる一割の自己負担に対し、利用者の収入に応じて扶助します。

⑤家族介護者休養支援事業 (一九四万円)

⑥敬老事業 (四二二万円)
高齢者クラブ補助、敬老祝支給金、敬老大会補助(一人一、〇〇〇円を一、五〇〇円に増額)

⑦シルバー人材センター支援事業 (二九六万円)
十九年度開設のセンターの事務費を支援します。

《障害者対策》

自立支援法により、平成十九年三月障害者福祉計画を策定し、本格運用

①在宅障害児者支援(居宅介護等支援) (三、四一六万円)

②知的障害者施設支援費事業入所五施設、通所一施設 (三、八三五万円)
③身体障害者施設支援費事業一施設 (七七八万円)
④障害者等共同作業訓練事業一施設 (六五六万円)

《福祉医療》

①福祉医療給付事業 (三、六九九万円)

父子母子医療、重度心身障害者医療、精神障害者等医療、老人医療、乳幼児医療

《行政・企画》

①第五次総合計画の作成 (三〇〇万円)
一九年度末で現計画が終了、向こう十年の新たな村づくり計画を策定

②浪合振興協議会の設置 (一五万円)

③阿智地区CATV運営事業 (五、九九四万円)

④浪合地区CATV運営事業 (一、一四九万円)

⑤新村の地域振興を図るための基金積立 (三億円・三年間で九億円)

《安全・安心な村づくり》

①一般家屋への耐震診断の推進

②災害要支援者への家具転倒防止器具の配布 (六〇万円)

《農林業》

①新規就農者、帰農者、振興作物栽培者などへの補助 (一五三万円)
新規栽培者への補助、モデル施設への補助、雨よけ施設(一a以上)への補助など
②中山間直接支払事業 (一、四二〇万円)
十八団地 八十四ha

③中山間地域総合整備事業負担金 (六六六万円)
駒場大井 他

④大豆・そば生産振興支援 (七二万円)
栽培者へ出荷数量に対して価格支援。(一kg当たり一五〇円予定)

⑤有害鳥獣対策 (八二六万円)
鳥獣捕獲 捕獲檻の設置

⑥有機活用農業の振興 (一三九万円)
土壌診断補助 雨よけハウス補助(六十歳以上)

⑦農地、水、環境保全向上対策事業 (一四万円)
農村基盤の環境保全事業交付金一団地

⑧農村漁村活性化支援事業 (四二〇万円)

⑨森林造成推進事業 (一九二万円)
水路改修調査計画

⑩森林病害虫防除 (二九〇万円)
間伐 除伐 枝打ちなど約一〇〇ha

《生活環境の整備》

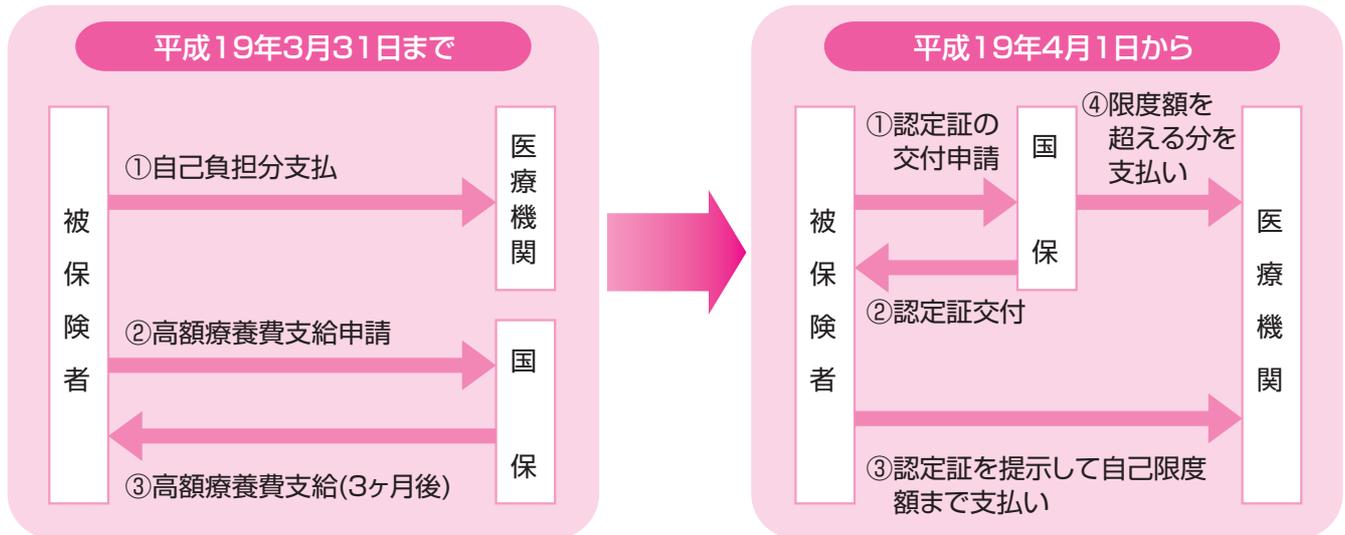
①合併処理浄化槽の設置 (三、九七六万円)

②村道の整備 (七、五八〇万円)
一一三号、春日、園原、濃間、東栗矢

国民健康保険係からのお知らせ

平成19年4月から70歳未満の国民健康保険加入者の 入院時の高額療養費の支払い方法が変わりました

○高額療養費支給までの流れ



◎国民健康保険に加入している（70歳未満）方の入院時の支払いが高額になる場合、下表の自己負担限度額までとなります。

○入院時の一時負担金

限度額 適用区分	対象者	自己負担限度額		食事代
		3回目まで	4回目以降※3	
A	上位所得者 ※1	150,000円+ (医療費-500,000円) × 1% ※2	83,400円	260円
B	一般の世帯	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1%	44,400円	
C	住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円	210円 (90日以内) 160円 (90から)

※1 国保税の算定の基礎になる基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯

※2 医療費の総額

※3 過去12ヶ月間に1つの世帯で支給が4回以上あった場合

○この扱いを受けるためには事前に申請を行い、保険証とともに交付を受けた認定証を窓口に表示していただく必要があります。

1) 認定要件

- ・国民健康保険税の滞納がない世帯

2) 必要なもの

- ・国民健康保険証、印鑑

※手続きを行わない場合は従来どおりです。

忘れないで!! 国民健康保険の届け出

国民健康保険（以下国保と記します）の届け出は、被保険者の皆さま自身に行って頂くようになっています。下記の事項に該当する項目がある方は、必要な物を持って14日以内に、役場民生課保健係まで届け出をお願い致します。（届け出の遅れは、トラブルのもとになります）

★国保に加入するときにはどんなとき？

こんなとき	届け出に必要な物
他の市区町村から転入してきたとき	転出証明書、印鑑
他の健康保険を脱退したとき	他の健康保険を脱退した証明書、印鑑、年金手帳
他の健康保険の被扶養者からはずれたとき	
国保の被保険者の方に子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳、印鑑
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑
外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書

★国保を脱退するときにはどんなとき？

こんなとき	届け出に必要な物
他の市区町村へ転出したとき	保険証、印鑑
他の健康保険に加入したとき	国保と他の健康保険の両方の保険証（後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの）、印鑑、年金手帳
他の健康保険の被扶養者になったとき	
国保の被保険者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの、印鑑
生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書、印鑑
外国籍の人が脱退するとき	保険証、外国人登録証明書

★他にはどんな届け出があるの？

こんなとき	届け出に必要な物
退職者医療制度の該当、非該当となったとき	年金証書、保険証、印鑑
住所・世帯主・氏名等が変わったとき	保険証、印鑑
世帯が分かれたり、一緒になったとき	保険証、印鑑
保険証を無くしたり、汚れて使えなくなったとき	保険証（汚れてしまったもの）、印鑑
長期出張・旅行などで別個の保険証が必要なとき	保険証、印鑑
修学のため、別に住所をさだめるとき	保険証、在学証明書
交通事故にあったとき	保険証、印鑑、事故証明書

示談をされる前に保健係
にご相談下さい。

申請・お問い合わせ 民生課 保健係 43-2220

平成十九年四月一日から 児童手当制度が拡充されました

● 拡充の内容

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図る観点から、三歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額を、第一子及び第二子について倍増し、出生順位にかかわらず一律月一万円となりました。

なお、三歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢及び所得制限限度額については、現行どおりです。

0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当

(現行)

第1子、第2子 月額5千円
第3子以降 月額1万円

(改正)

第1子、第2子 月額1万円 (倍増)
第3子 月額1万円 (現行どおり)

3歳以上(現行どおり)

第1子、第2子 月額5千円
第3子以降 月額1万円

施行日：平成19年4月1日
(拡充後の最初の支給月 平成19年6月)

※今回の改正では、受給者から特段の手続きを行う必要はありません。
なお、平成19年4月から3歳未満の児童手当等の額は一律月額1万円となりますが、3歳到達後の翌月からは、第1子及び第2子の手当額は5千円となります。
詳しくは、役場民生係(公務員の方は勤務先)にお問い合わせください。

児童手当制度の概要(平成十九年四月から)

● 児童手当制度の目的

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会になう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。

● 児童手当制度のしくみ

一、支給対象

児童手当は、十二歳到達後の最初の三月三十一日までの間にある児童(小学校修了前の児童)を養育している方に支給されます。ただし、前年(一月から五月までの月分の手当については前々年)の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません。

二、支給手続き

児童手当は、児童を養育する家計の主たる生計維持者が申請し、住所地の市区町村長(公務員の方は勤務

先)の認定を受けることにより、申請した翌月分から支給されることとなります。

三、支給月額

〇三歳未満
一律 一〇、〇〇〇円

〇三歳以上

第一子、第二子 五、〇〇〇円
第三子以降 一〇、〇〇〇円

四、支払時期

児童手当は、原則として、毎年二月、六月、十月に、それぞれの前月分までが支給されます。

五、所得制限限度額

所得制限限度額は、前年(一月から五月までの月分については前々年)の所得額で判定します。また、所得には一定の控除があります。

なお、所得制限限度額は年によって変更されることがありますので、詳しくは市区町村窓口(公務員の方は

勤務先)へお問い合わせください。具体的な所得制限限度額は左表のとおりです。

扶養親族等の数	(単位：万円)	
	自営業者 (国民年金加入者)	サラリーマン (厚生年金等加入者)
0人	460.0	532.0
1人	498.0	570.0
2人	536.0	608.0
3人	574.0	646.0
4人	612.0	684.0
5人	650.0	722.0

注1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者についての限度額(所得額ベース)は左記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
注2) 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。

保育料の階層区分が変わります

所得税の定率減税が平成十八年所得より縮減されたことにより、保育料の階層区分の所得税額が左表のようになり変わります。各階層区分に対する保育料基準額は、課税対象額が確定する六月に保育料の本算定と合わせて決定されます。

保育料は、前年度住民税と前年所得の課税額により決定します。このため課税対象額が未確定の四月から六月までは暫定保育料として徴収します。確定保育料は課税額確定後の六月に本算定をし、四月にさかのぼって決定します。この間に生じた差額は七月以降の保育料で調整します。

【変更前】

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		
階層区分	所得税額	
第4階層	4-1	40,000円 未満
	4-2	40,000円 以上
第5階層		64,000円 未満
	64,000円 以上	160,000円 未満
第6階層	160,000円 以上	408,000円 未満
	第7階層	408,000円 以上
7-1		720,000円 未満
7-2	720,000円 以上	

【変更後】

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		
階層区分	所得税額	
第4階層	4-1	45,000円 未満
	4-2	45,000円 以上
第5階層		72,000円 未満
	72,000円 以上	180,000円 未満
第6階層	180,000円 以上	459,000円 未満
	第7階層	459,000円 以上

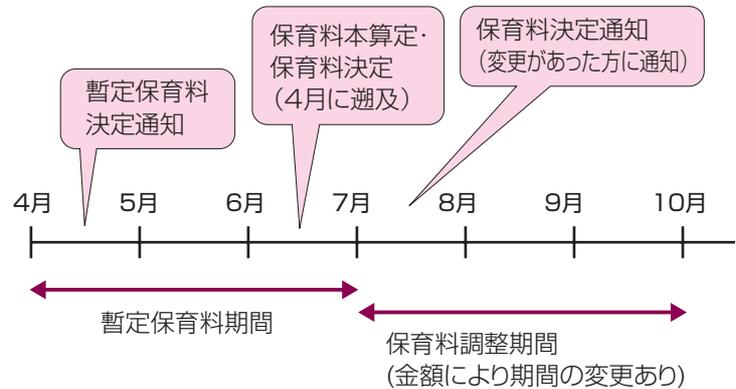
●狂犬病予防注射 5月10日(木)の日程

場 所	時 間
農協春日選果場前	午前 9:00~9:10
伍和診療所前	9:25~9:35
阿智村商工会館駐車場	9:45~9:50
智里東診療所前	10:00~10:05
昼神ガイドセンター横	10:10~10:15
智里西診療所前	10:40~10:45
横川集会所	11:00~11:05
阿智村中央公民館前	11:40~11:50
役場浪合支所駐車場	12:20~12:30

●持ち物

登録済みの方	郵送されたハガキ 注射料1頭につき3,220円
新規登録の方	登録料1頭につき3,000円 注射料1頭につき3,220円 (計6,220円)

保育料の決定等のスケジュール



平成十九年度狂犬病予防注射第二次を左記の日程で行います。場所・時間を確認のうえ、間違いのないよう会場にお出かけ下さい。今年度の集合注射は今回で最後となります。(飼育している犬の登録、狂犬病予防注射の接種は法に定められていますので必ず行いましょう。)

狂犬病予防注射を受けましょう!

～子育て支援室より～

子育て講座を開催します

子どもが育つ環境をみんなで考える機会とするため、今年度、子育て講座と題しまして、次のような講演会を予定しております。子育て中のお父さん、お母さんばかりでなく大勢の皆さんがご参加ください。

日 時	講 師	演 題
5月中頃	聖徳大学短期大学教授 鈴木みゆき 先生	「早寝・早起き・朝ごはん」 基本的な生活リズムの大切さとその作り方
6月2日(土) 午後7時～	福島大学教授 白石 豊 先生	「運動と子どもの発達・発育」 運動音痴は遺伝ではなく、発育に適した運動機会の有無
8月30日(木) 午後7時～	富山病院心療内科部長 明橋 大二 先生	「子育てハッピー・アドバイス」 自己肯定感を育む子育てとは

※会場は、いずれも中央公民館、演題は若干の変更有り。

保育所体験「さくらんぼ」参加親子を募集します

親子で交流しながら、いろいろな体験を通して子どもの遊びや仲間作り・子どもの生活作りを一緒に考えて見ませんか？

保育所入所前に「楽しく遊んで、しっかり食べて、ぐっすり眠る」そんな生活作りをしましょう。楽しい遊びを中心に子どもの生活作りを応援します。

【対 象】 平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの子どもさんと保護者

【開催日】 5月8日(火) 6月5日(火) 7月10日(火) 8月7日(火)
9月4日(火) 10月1日(月) 11月6日(火) 12月4日(火)
1月15日(火) 2月5日(火) 3月11日(火)

【内 容】 遊び(自由遊び・親子遊び・集団遊びなど) 計画に添って
リトミック・食事会・学習会・交流、相談など

【場 所】

伍和保育所

【時 間】

9:30～11:30

スタッフ

保育士他

子育て支援関係職員

※申し込みが必要です。保健センター、公民館にある申し込み書、又は子育て支援センター(電話45-1232)へ4月27日(金)までに申し込み下さい。

妊婦健診の費用を
補助します

平成十九年度四月一日より、妊婦健康診査にかかる費用について五万円を限度に補助します。

この補助を受けようとする方は、妊婦健康診査受診後一年以内に母子健康手帳を提示し、領収書を添付して申請して下さい。(妊婦健康診査にかかる他の補助金・保険の適用を受けている場合は、その部分は除く)

○以下の条件を満たす方が対象です。

- ・母子健康手帳を持っている方
- ・阿智村に住所を有する方
- ・税金等を完納している方(世帯員含)

※詳しくは、子育て支援センターまたは保健センター(四五―二三二)まで

- ・四月一日以降の健診受診者と領収書をお持ちの方
- ・申請についてはまとめても、受診後その都度でも可能
- ・原則口座振込み(郵便局以外)

「テレビを消して外遊び」を！

子どもの体力向上実践事業調査結果より

教育委員会では、平成十六年度より

文部科学省の委託を受け、実行委員会を組織して『子どもの体力向上

実践事業』に取り組んできました。

事業の中で三年間にわたり、村内三

小学校を対象に「新体力テスト」生

活習慣実態調査」を行い、阿智村の

子ども達の体力と、毎日の生活実態

と意識、保護者及び教員の意識の調

査をしてきました。

調査結果の概要をお知らせします。

一、体力について

体力テストの結果を、平成十六年

度と十八年度を比較すると若干低下

が見られますが、全国平均との比較

では、阿智の子どもの方が良い結果

が出ています。

しかし、全国平均も昭和六十年頃

生活実態調査の結果から見えるもの
阿智の子どもの生活時間の特徴（平均値）

	男 子		女 子	
	H16	H18	H16	H18
睡眠時間	8時間50分	8時間53分	8時間47分	8時間55分
起床時刻	6時31分	6時28分	6時31分	6時29分
朝ご飯をきちんと食べた	4.70日/5日中	4.72日/5日中	4.72日/5日中	4.74日/5日中
家から学校まで歩いた時間	18.3分	15.7分	20.0分	17.8分
学校での運動・遊び時間	26.3分	13.8分	12.8分	13.3分
学校から家まで歩いた時間	22.9分	17.3分	22.6分	17.8分
放課後の運動・遊び時間	10.8分	17.9分	10.9分	9.3分
外で遊んだ	0.59日/5日中	1.03日/5日中	0.47日/5日中	0.67日/5日中
スポーツ時間	5.2分	4.5分	6.8分	12.1分
家に帰った時刻	16時52分	16時51分	16時58分	17時15分
お手伝いをした	2.2日/5日中	2.3日/5日中	2.2日/5日中	2.5日/5日中
夕食時刻	18時45分	18時46分	18時44分	18時47分
家での勉強時間	60.8分	54.2分	65.8分	51.1分
テレビやビデオをみた時間	89.5分	94.9分	111.0分	99.5分
パソコンやテレビゲームをした時間	60.0分	53.1分	64.9分	49.5分
就寝時刻	21時31分	21時26分	21時39分	21時36分

平成16年度の調査よりも平成18年度の調査が向上している項目に網掛け

子どもの体力向上

から低下傾向が続いている現状と、身長、体重など子ども

の体格が向上しているにもか

かわらず、体力が低下してい

ることを考えると安心できま

せん。

二、運動習慣について

生活実態調査の結果から、

阿智村の子ども達は全国平均

程度の運動習慣が身について

いる子どもが少ないようです。

平成十六年度と比べると向

上していますが、学校や放課

後家に帰ってから外遊びやス

ポーツをする時間を増やして

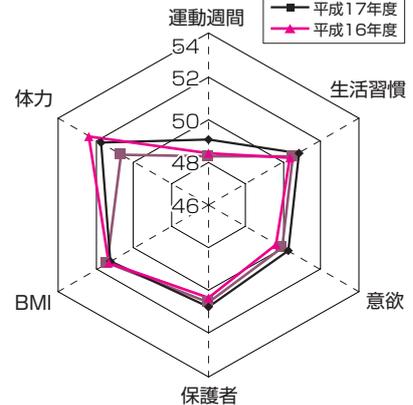
いくことが望まれます。

また、「運動やスポーツを十

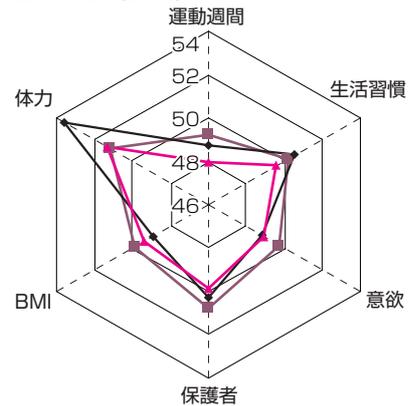
分な時間、したい所で、したい

と思う友達とできているか」

全体概要(男子)



全体概要(女子)



※偏差値は平成16年度の全指定地域の平均を50として算出

との問いに、阿智の子ども達で「よく

できている」と答えたのは約四割で

した。

三、生活習慣について

平成十六年度第一回生活実態調査

から、テレビ・ビデオを見た時間と

パソコン・テレビゲームをした時間

が協力校（阿智村の環境に近い比較

対象校）と比べても突出しているこ

とが明らかとなりました。

平成十八年第三回生活実態調査の

結果から、女子については一日に約

三十分減と大幅な改善が見られまし

た。

しかし、男女とも平均で一日約二

時間半のメディア接触の時間があり、

外遊びやお手伝い、スポーツや家庭

学習などにもっとうまく時間を使う

ことを工夫してみましょう。

人事異動

〔平成十九年四月一日〕

村職員等

() 内は旧任

【出納室】

- ▽兼 会計管理者 折山 茂 (出納室長)
- ▽税務係長 水野利彦 (総務課消防防災係長)
- ▽収納係長 山口智廣 (出納室)
- ▽岡田加枝 (民生課)

【総務課】

- ▽消防防災係長 美濃部利昭 (出納室収納係長)
- ▽協働活動推進室企画幹 古越武彦 (長野県派遣)
- ▽総務課付 清内路村派遣 井原清登 (企画財政係長)
- ▽企画財政係長 熊合修一 (出納室税務係長)
- ▽原 朋宏 (清内路村派遣)

【民生課】

- ▽授産所 千葉 直 (公民館)

【ふるさと整備課】

- ▽若者定住係長 増田 進 (総務課新しい村づくり係長)
- ▽ふるさと整備課付 長野県派遣 佐々木孝彦 (浪合支所)

【教育委員会】

- ▽副参事兼教育次長 林 茂伸 (教育次長)
- ▽学校給食共同調理場 原 俊子 (春日保育所)

- ▽学芸員 中里信之 (臨時的任用)
- ▽公民館図書室 原 泉 (臨時的任用)
- ▽阿智中学校 原 優樹 (臨時的任用)

【保育所】

- 春日保育所
- ▽塚田菜都美 (新規採用)
- ▽牛嶋幸子 (臨時的任用)
- 駒場保育所
- ▽川手かね子 (浪合保育所)
- ▽勝野あゆみ (新規採用)
- ▽小久保美須寿 (臨時的任用)
- ▽矢澤麻結 (臨時的任用)
- 伍和保育所

- ▽主任保育士 石原真里子 (智里西保育所)
- ▽森下悠子 (春日保育所)
- 智里東保育所
- ▽桐生由美 (駒場保育所)
- 智里西保育所
- ▽主任保育士 宮下真由美 (伍和保育所)
- ▽山田理絵子 (臨時的任用)
- 浪合保育所

- ▽田中智絵 (智里東保育所)

- ▼退職者 (三月三十一日付)

- ▽近藤庸平 (経済活性化課)
- ▽菊田栄子 (授産所)
- ▽小松力子 (学校給食共同調理場)
- ▽林めぐみ (民生課)
- ▽県派遣 高田幸生 (教育委員会)
- ▽県派遣 平沢礼子 (民生課)

教職員

△転入▽ () 内は前任地

【阿智第一小学校】

- ▽池田隆秀 (泰阜南小学校)
- ▽大澤美穂子 (飯田養護学校)

【阿智第二小学校】

- ▽松下綾美 (教頭) (喬木第一小学校)
- ▽松島一夫 (松川東小学校)
- ▽清水満津子 (上郷小学校)
- ▽小須田恵美子 (田立小学校)

【阿智第三小学校】

- ▽市澤英利 (校長) (県建設文化財センター)



市澤英利校長

- ▽下平 巧 (上郷小学校)
- ▽清水智子 (三穂小学校)

【浪合小学校】

- ▽田中基博 (校長) (芋井中学校)



田中基博校長

- ▽田畑理枝 (三穂小学校)
- ▽相木幸子 (加茂小学校)
- ▽櫻井貴美子 (阿智第三小学校)

【阿智中学校】

- ▽原 信治 (飯田長姫高校)
- ▽北原和

- 子 (鼎中学校)
- ▽下林照男 (鼎中学校)
- 【浪合中学校】
- ▽田中基博 (校長) (芋井中学校)
- ▽櫻井 徹 (豊丘中学校)
- ▽櫻井貴美子 (阿智第三小学校)

- △転出▽ () 内は新任校
- 【阿智第一小学校】
- ▽大田兼彦 (追手町小学校)

【阿智第二小学校】

- ▽榎山則人 (教頭) (川上第一小学校)
- ▽鋤柄 修 (山本小学校)
- ▽池戸澄子 (上郷小学校)
- ▽田畑孝宏 (信州大学教育学部 (内留))

【阿智第三小学校】

- ▽吉村省平 (校長) (開田小学校)
- ▽上松朱美 (飯田養護学校)
- ▽櫻井貴美子 (浪合小学校)

【浪合小学校】

- ▽小椋吉範 (校長) (喬木中学校)
- ▽古川伸子 (豊丘南小学校)
- ▽小林純子 (退職) (川合 亮 (松川東小学校))

【阿智中学校】

- ▽北島茂充 (緑ヶ丘中学校)
- ▽倉田利宏 (旭ヶ丘中学校)
- ▽林 努 (豊丘中学校)
- ▽嶺村直毅 (大町第一中学校)

【浪合中学校】

- ▽小椋吉範 (校長) (喬木中学校)
- ▽柳原高明 (東北中学校)
- ▽川合 亮 (松川東小学校)

阿智村消防団 平成十九年度幹部体制

三月十日コミュニティ館において平成十九年度年度末総会が行われました。長年にわたり苦勞頂いた三十一名の幹部・団員が退団し、十一名の方に新たに入団頂く中で、団員二百六十二名で平成十九年度をスタートしました。

活動は火災を始め風水害や心配される東海地震に備えて、進められて行きます。生命、財産は、自らで守っていく事を基本に、地域住民の責務として対象年齢で入団されていない方は、ぜひとも消防団へ入団して活動頂きたいと思えます。

また、現在、第三分団に女性消防団員が一名おり、数を増して、更に充実した活動ができる様に、女性消防団員を引き続き募集しています。
▼平成十九年度幹部は次の通り。



団長
井原敏文

第1分団長	奥沢誠
第2分団長	小原博
第3分団長	原博章
第4分団長	井原克巳
第5分団長	田中浩
第6分団長	熊谷周浩
第7分団長	山口育一
第1副分団長	田中誠
第2副分団長	岡本浩
第3副分団長	佐々木博
第4副分団長	井原知己
第5副分団長	小松寿秀
第6副分団長	熊谷藤雄
第7副分団長	伊藤寛臣
旗手	熊谷正春
本部部长	菱田直樹
技術部長	中島幸和
ラッパ部長	増田孝之
救護部長	実原正彦
誘導部長	原邦彦



副団長
熊谷繁



副団長
川上貴弘

行政相談委員に 寺澤ひさみさん 竹村正之さん

行政相談委員として活躍されている寺澤ひさみさんが、この度引き続き、総務大臣から委嘱されました。また新たに、竹村正之さんが、総務大臣から委嘱されました。

「行政相談」とは、皆さんから、国の役所や特殊法人が行っている仕事に関する苦情や意見・要望をお聴きして、その解決や実現を図るものです。この身近な窓口が行政相談委員です。

行政相談委員は、毎年春と秋に開催される相談日のほか、自宅でも皆さんの相談に応じていますので、お気軽にご相談ください。なお、相談は無料で秘密は固く守られます。



竹村正之さん
住所 阿智村駒場一八六四一二
電話 四三一一二二
二三六



寺澤ひさみさん
住所 阿智村浪合九九四一八
電話 四七一一二五一九

ご寄付をいただきました

横浜市在住の後藤正様より、過日一、〇〇〇万円のご寄付をいただきました。後藤様は阿智村出身で、GOKOカメラ(株)の創業者であり、以前は村内の小中学生に自社製のオリジナルカメラをご寄付いただいております。また、「熊谷元一写真賞コンクール」にGOKOカメラ賞を設けていただき、村の文化事業の発展にご尽力いただきました。教育振興や福祉の充実に使わせていただきます。



後藤 正様

平成19年度村税等納期の一覧

月	口座振替の日 ※口座振替の依頼を いただいている方 のみ	税金等の種類					※()内は納期限	
		村県民税 (普通徴収)	固定資産税	軽自動車税	国民健康 保険税	介護保険料 (65歳以上の第1号被保険者)		
						普通徴収	特別徴収	
4月	4月25日(水)		1期(5/1)					4月,6月, 8月,10月, 12月,2月の 年金支給時に 天引きとなり ます。
5月	5月25日(金)			1期(5/31)	1期(5/31)	1期(5/31)		
6月	6月25日(月)	1期(7/2)			2期(7/2)	2期(7/2)		
7月	7月25日(水)		2期(7/31)		3期(7/31)	3期(7/31)		
8月	8月27日(月)	2期(8/31)			4期(8/31)	4期(8/31)		
9月	9月25日(火)		3期(10/1)		5期(10/1)	5期(10/1)		
10月	10月25日(木)	3期(10/31)			6期(10/31)	6期(10/31)		
11月	11月26日(月)				7期(11/30)	7期(11/30)		
12月	12月25日(火)		4期(12/25)		8期(1/4)	8期(1/4)		
1月	1月25日(金)	4期(1/31)			9期(1/31)	9期(1/31)		
2月	2月25日(月)				10期(2/29)	10期(2/29)		
3月	3月25日(火)							

※口座振替の日に残高不足等で振替ができなかった方については、翌月の5日(休日の場合は翌営業日)に再振替をさせていただきます。

税金・料金は納期限までに納めましょう。

長野県危機管理局が
あなたのお手元へ
防災講座を出前いたします

長野県政出前講座

地
域
の
防
災
対
策

いざというときの備え
あなたと家族の「いのち」を守る

■地震に備えて

あなたのお宅は大丈夫?すぐにできる地震対策

■東海地震の特徴

東海地震の予知と警戒宣言

■「災害想像ゲーム」で簡単な防災訓練

もしも地震が起こったら...私たちの行動を考えてみませんか

■自主防災組織の運営

地域の力を活用します

■長野県の防災対策

地域防災計画・防災体制強化の施策

■防災カルタ

楽しみながら防災知識を身につけませんか

防災メニュー



楽しくがやがや、災害想像ゲームの様子

出前講座 [地域の防災対策] お申し込み・連絡先はこちらです

○危機管理防災課 上伊那駐在
担当 伊藤(秀)・伊藤(和)・宮下
電話 0265-76-6513 ファックス 0265-76-6869
メールアドレス kamichi-kenmin@pref.nagano.jp
住所 〒396-8666伊那市伊那3497
上伊那地方事務所 地域政策課内

○危機管理防災課
電話 026-235-7184
ファックス 026-233-4332
メールアドレス
bosai@pref.nagano.jp

平成十九年度会員募集!!
総合型文化スポーツクラブチャレンジうAchi

総合型文化スポーツクラブチャレンジうAchiは「いつでも」「だれでも」「いつまでも」自分にあっただスポーツや文化活動を小さな子供から高齢者まで自由に楽しむことのできるクラブです。チャレンジうAchiでは平成十九年度の会員を募集しております。三月に各戸配布しましたクラブパンフレットをご覧ください。早めの申し込みをお願いします。

ちっちゃな一歩が大きな元気と健康を生み出す村民みんなのクラブです。ご家族、お友達で楽しみいっぱいな「チャレンジうAchi」の活動にご参加下さい。今年度は新たに社交ダンス、英会話、ヨガを加え二十五のパラエティーに富んだ楽しい講座を用意しました。

クラブ年会費は個人二千円、家族会員（家族何人でも）五千円となります。加入手続きはクラブパンフレット裏面の申し込み書に記入の上ふくまるくんカード（お持ちの方）を持参してクラブ事務局（中央公民館内）へお越し下さい。（十八年度会員も更新手続きが必要となります）

なお、土曜日、日曜日の加入手続きについては図書室職員にお尋ね下さい。また、事務局に来られない皆様については電話等でのご相談をお願いします。

お問い合わせ

チャレンジうAchi事務局

☎ 四三二一〇六一

☎ 四三二一三三〇



ヨガ教室（昼の部）



チャレンジうAchi 年間スケジュール表

※網掛け・塗りつぶしは実施予定期間

	H19/4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H20/1月	2月	3月	定 員
【イベント・体験会】													
ウォーキング体験会		■											特に無し
茶 会					■	■	■	■					5～10名
百名山を楽しもう		■		■			■						12～20名
陶 芸					■	■							10～15名
【 教 室 】													
水泳教室													12～20名
基礎トレーニング教室													10～30名
ソフトテニス													10～30名
さわやかピクス													5～15名
社交ダンス													10～20名
ヨガ教室													15～25名
陸 上													8～25名
中国語													5～10名
英会話													5～15名
華道教室													5～10名
【スポーツセミナー】													
チャレンジスキー													初級30名 中級30名
ソフトバレー													8～20名
バドミントン													4～20名
ウィンターバスケット													6～20名
楽しいピンポン													4～20名
【文化セミナー】													
四季の料理を楽しもう													12～16名
いきいき野菜づくり													5～20名
ガーデニング													10～20名
庭の剪定													10～20名
書道に親しもう													5～15名
ソバ打ち													6～10名

阿智村シルバー人材センターを設立しました

平成19年4月から業務を開始しました

働く意欲をお持ちのシルバー世代の皆さんへ

「働いていた会社を定年退職したので、今度は地域で働きたい。」

「体力が続く限り、地域で働き続けたい。」 「小遣いくらいは自分で稼ぎたい。」

シルバー人材センターは高齢者の皆さんが組織的に働くことを通じて、健康でいきいきと地域社会に貢献していただくことを目指しています。

健康で働く意欲のある方で、シルバー人材センターの趣旨に賛同いただける方であれば、どなたでも会員として参加できる地域に開かれた組織です。

- 働く意欲のある高齢者のための組織で、安心して就労していただけます
- 概ね60歳以上の会員の皆さんが自主的に運営を行います
- 依頼主の期待に応えられるよう、技能や技術の向上のための講習を行います
- 万一の事故などに備えて、ご本人の傷害保険や賠償責任保険に加入します

仕事を依頼したい企業・団体・家庭の皆さんへ

「工場の周りの草刈りを頼みたい…」 「りんごの収穫で人手が足りない…」

「暇がなくて庭木の手入れができない…」 「字の上手な人に宛名書きを頼みたい…」

こうした簡単な作業や仕事の手伝いを誰かに頼みたい。

でも、いざ頼むとなると、気軽に頼める人は意外とないものです。

ちょっとした仕事を頼むのは何となく気が引けるし、お礼はどうしようとか、かえって気を使うもの。こんなときこそ、シルバー人材センターの活用を検討してみてはいかがでしょうか。

シルバー人材センターとは

- 働く意欲のある高齢者のための組織です
- ご家庭の手助けや事業所の発展にご協力します
- 依頼主に信頼されるよう、講習を行い、技能や技術の向上に努めます
- お受けできない仕事もあります（従業員の代替要員、製造ラインの仕事、危険な仕事など）



農作業

- 花付け・摘果・剪定等の果樹園作業
- 野菜付けや収穫等の仕事
- 田植えや稲刈等の水田作業



管理分野

- 建物の点検等の管理
- 駐車管理
- 倉庫や物置の整理

技術を必要とする仕事

- 障子・山すま口の修理
- 雨どや雨水手入口
- 大工、塗装、造作工事
- 樹木剪定



シルバー人材センター

一般事務他



- 宅急便や郵便等による取替
- 封書やはがき等の宛名書き



屋内外の一般作業

- 壁紙の剥がし
- 除草、草刈
- 樹木の剪定等の作業
- 水回り清掃

サービス分野

- 高齢者や病弱者等の福祉サービス
- 家事補助等サービス



阿智村シルバー人材センター（保健センター内）TEL43-2244

第10回【熊谷元一写真賞コンクール】の作品を募集します

1.コンクールの趣旨

阿智村は、当村出身の記録写真家・童画家で名誉村民でもある熊谷元一氏の功績をたたえ、その功績を現代に生かし発展させることを願い、また、熊谷元一氏の撮影された農村記録写真を通じて、心豊かな生活文化の創造実現のために、「農村記録写真の村」を宣言しており、その実現の一つとして、平成10年に信濃毎日新聞社の共催をいただき、『熊谷元一写真賞コンクール』を創設しました。

2.応募テーマ 記録写真『笑顔』一心を和ませる笑顔を記録する一

人に笑顔は欠かせません。生活に潤いや希望を持たせるのは笑顔です。見る人が思わ笑ってしまうようなユーモア溢れる写真も「笑顔」であり大歓迎です。

3.応募要領

応募区分 ◎テーマ部門 ・一般
・高校生以下

◎阿智村撮影部門《テーマ自由》阿智村在住者または本村へ通勤、通学する者に限る
作品の大きさ ・一般 : 四つ切(ワイド可)
・高校生以下 : 2L版
・阿智村撮影部門 : 2L版

応募作品 3年以内(平成16年以降)に撮影した未発表の作品とします。
カラー・白黒は問いません。(組み写真は不可)

応募点数 1人5点以内(入賞・入選は1人1点とします。)

応募方法 作品の裏に、一般・高校生以下・阿智村撮影部門の別、フィルムカメラ・デジタルカメラの別、題名・撮影場所・撮影年月・郵便番号・住所・氏名・電話番号・FAX番号・年齢(高校生以下は学年)・性別を明記した応募票を貼ること。

応募締切り **平成19年5月21日(月) 到着分まで**

応募先 〒395-0303 長野県下伊那郡阿智村駒場483 阿智村公民館内
「熊谷元一写真賞コンクール事務局」TEL 0265-43-2061

注意点 入賞・入選作品の著作権は主催者に帰属し、ネガフィルムまたは作品入力のCDを提出していただきます。(提出されない場合は入賞・入選は取り消されます。)入賞・入選作品は返却いたしません。肖像権は応募者の責任で了解を得てください。

応募作品の返却 入賞・入選以外の応募作品で返却希望の場合は、応募票に【返却希望】と赤字で書き、返却に要する額面の切手を貼った返却用封筒(郵便番号・住所・氏名を記入)を必ず同封すること。

【返却用封筒のない場合及び切手の額面不足の場合は返却いたしません。】

4. 賞

◎テーマ部門 ・一般の部 (元一写真大賞) 1点 10万円・副賞
(阿智村賞) 1点 5万円・副賞
(信毎賞) 1点 5万円・副賞
(JAみなみ信州賞) 1点 5万円・副賞
(優良賞) 2点 3万円・副賞
(佳作) 20点 1万円・副賞
・高校生以下の部 (飯田信用金庫賞) 5点 記念品・副賞
◎阿智村撮影部門 (阿智村撮影賞) 5点 記念品

5.表彰 平成19年7月7日(土) 熊谷元一写真童画館2階

阿智村地域

新エネルギービジョンを策定しました！

アンケート結果報告！

昨年の七月から、村にふさわしい「新エネルギー」の導入の可能性や活用方法などについて委員会を設置して調査・検討を進めてまいりましたが、平成十九年二月に「阿智村地域新エネルギービジョン」が出来ました。皆様のご家庭には、このビジョンの「概要版」をすでに配布させていただいています。

今回の新エネルギービジョンの策定にあたり、検討の参考にするため、

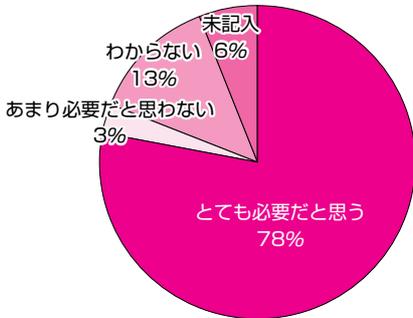
アンケート調査 調査の概要

- ①エネルギーの利用実態
- ②新エネルギーに対する意識・意向、阿智村での導入の方向
- ③省エネルギーに対する意識、省エネルギーの取り組み

アンケート調査 回収率

配布数 434世帯
 回収数 377人
 回収率 86.90% ※重複世帯の回収は除く

Q. 阿智村で「新エネルギー」を導入していくことについて、どのように思われますか？



番号	内容	回答数(人)
1	とても必要だと思う	290
2	あまり必要だと思わない	12
3	わからない	47
	未記入	24

アンケート対象の約78%の家庭が、今後阿智村に「新エネルギー」が必要と回答しており、新エネルギーへの関心の高さが解ります。

将来のエネルギー事情に直接影響がある子供さんのいらっしゃる家庭でのアンケート調査を行いましたので、アンケートの結果の概要についてお知らせします。

新エネルギーの取り組みだけでは、地球温暖化やエネルギーの枯渇といった環境問題に対応していくには不十分です。エネルギーの使用量自体の削減、「省エネルギー」に向けた取り組みも積極的に進めなければなりません。この取り組みは、私たち一人ひとりが取り組まなければ効果はできません。アンケート調査では「省エネルギー」

については住民の皆さんの関心も高く各家庭での取り組みもされていますが、更に取り組みの推進を願います。

※阿智村地域新エネルギービジョン策定調査報告書は、役場総務課・中央公民館図書室にありま

すのでご覧ください。

省エネルギーについて 一般的に言われている家庭での省エネルギーの取り組み (アンケート実施世帯で実際におこなわれているもの)		
回答(割合)	器具	内容
24.9%	エアコン	設定温度を夏は28℃、冬は20℃にする。つける時間は短めにする。
57.7%	ファンヒータ	室温は20℃、必要な時だけ運転する。
28.3%	電気カーペット	部屋の広さにあった大きさと、設定室温を低めにする。
44.8%	電気こたつ	掛け布団を厚くし、設定温度を低めにする。
【明かり】		
42.9%	照明器具	照明器具を省エネ型に替え、点灯時間を短くする
【娯楽】		
73.4%	テレビ	テレビを見ないときはこまめに消す。
55.7%	パソコン	使わないときはこまめに消す。
【キッチン】		
39.5%	電気冷蔵庫	ものを詰め込み過ぎず、無駄な開閉を減らす
31.0%	ガス給湯器	食器を洗うときは低温に設定する。
27.8%	電気ポット・釜	長時間使用しないときはプラグを抜く。
48.8%	ガスコンロ	炎が鍋の底からはみ出さないように調節する。
15.9%	食器洗い乾燥機	まとめ洗いをして回数を減らす。温度設定は低めにする。
【お風呂・トイレ】		
46.1%	風呂給湯器	入浴は間隔を空けずに入る。シャワーは必要な時だけ使用する。
51.9%	温水洗浄便座	使わないときはふたを閉め、便座や洗浄水の設定温度を低めにする。
【クリーニング】		
61.8%	洗濯機	洗濯機の容量に合わせてまとめ洗い、回数を少なくする。
48.2%	掃除機	部屋を片付けてから掃除機を掛け、使う時間を短縮する。
【自動車】		
60.7%		アイドリングをストップする。急発進、急加速をしないなど
6.3%		公共交通機関の利用を心掛ける。

農業委員会からのお知らせ

農地を転用するとは

農地を住宅、工場、駐車場、山林などの用地に転換することや、資材置き場として利用するなど農地を耕すの目的以外に利用することを言います。

転用については 事前にご相談ください

農地を転用する場合は、農地法以外にも他の法律により制限がありますので、申請をする前に各地区農業委員又は、農業委員会事務局までご相談ください。

許可なく転用したら

農地法の許可を受けずに無断転用した場合や、転用許可にかかる事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することになり、**工事の中止や、原状回復等の命令**がなされる場合があります。(農地法第八十三条の二) また、**三年以下の懲役や、一〇〇万円以下の罰金**という罰則の適用もあります。(農地法第九十二条)

農地の貸借について

農地を農地として貸し借り(使用貸借権・賃貸借権等権利の移転・設定)する場合にも、許可・届出が必要ですが、忘れずに手続きをしてください。(農地法第二条他)

遊休農地をなくそう

年に一度は耕起し、耕作放棄地にならないようにしましょう。草刈りは、農地所有者の最低限のエチケットです。

また、「農地を管理できないので貸したい」という方や、「貸したい農地はあるけど離作料や補償の問題が…」という方は農業基盤強化法による利用権の設定をお勧めします。

この制度の特徴は、

- ① 手続きが簡単。(農地法によりない)
- ② 貸しても耕作権がつかない。
- ③ 期限がくれば離作料を払うことなく必ず返ってきます(自動更新は)

ありません。

④ やむを得ない事情が生じた場合、中途解約も出来ます。

⑤ 村外に住んでいる方にも貸付できます。

農業委員会では農地の紹介、あっせんを行っています。

利用権に関する詳細については、農業委員会事務局(ふるさと整備課内)までお問い合わせください。

下限(別段)面積について

農地を取得する際には、下限面積(五〇アール)を確保する必要があります。

しかしながら、当村では地区毎に、下限面積とは別に必要な耕作面積を次のように定めています。旧会地村と旧智里村は三〇アール、旧浪合村は二〇アール(取得する農地も含めて)

申請書受付締切は、

毎月十五日です。

結核検診（65歳以上）

昭和18年3月31日までに生まれた方

5月22日（火）～24日（木）

5月28日（月）～30日（水）

☆村内各カ所を巡回

65歳以上方は、年に一度は結核検診を受けるよう、法律で定められています。

※病院等で6ヶ月以内に胸部レントゲン検査を受けた方は、今回、受診の必要はありません。

費用：無料

人間ドック・脳ドック（国保の方）

国保の方を対象に、人間ドック・脳ドックにかかった費用の7割（3万円を限度）を補助します。各病院に直接申し込んでいただき、受診後、領収書を役場に提出して下さい。

個別健診（20～74歳）

昭和7年4月～63年3月生まれ

村内の委託医療機関で、基本健診を受けることができます（検査内容、費用等は基本健診と同様）
集団健診が受けられない方にお勧めです。詳しくは保健センターへお問合せください。

子宮がん検診（20～74歳）

昭和7年4月～63年3月生まれ

10月15日（月） 浪合コアホール

10月16日（火） 保健センター

10月22日（月） 伍和公民館

10月23日（火） 保健センター

☆時間：午後1時～2時

検診車による子宮頸がんの検査です。

費用：1,000円（村補助2,150円）

乳がん検診

◇マンモグラフィ検査（40～59歳）

昭和22年4月～43年3月生まれ

9月25日（火） 保健センター

9月26日（水） 保健センター

☆時間：午前9～11時、午後1～3時

レントゲンによる乳がんの検査です。

費用：2,000円（村補助4,300円）

◇視触診検査（30～74歳）

昭和7年4月～53年3月生まれ

秋ごろ予定

視触診による乳がんの検査です。

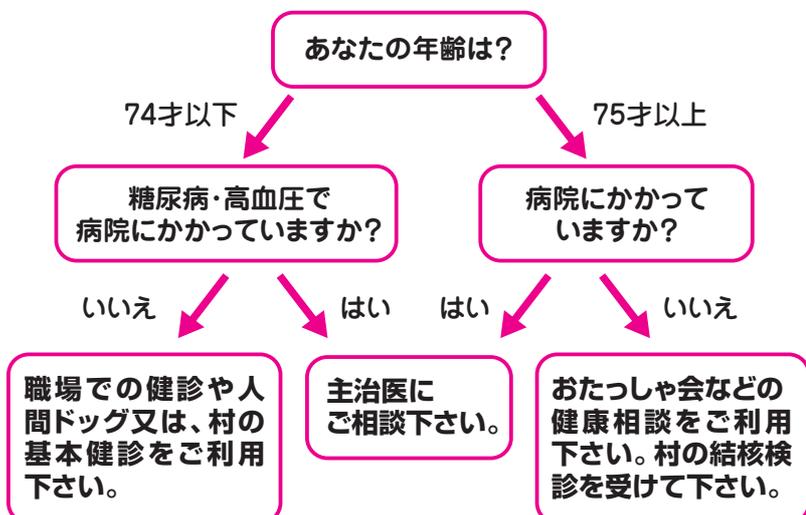
費用：800円（村補助1,825円）

昭和42年生まれの方は、

全ての検診（人間ドック・脳ドックを除く）が無料になります。

基本健診を申し込む前に…

平成20年度より、生活習慣病予防のための健康診断（人間ドック等を含む）を受けることが義務化されます。



阿智村ではこのような検診をおこなっています

基本健診、胃検診・大腸がん検診 他

7月2日（月）保健センター

7月3日（火）浪合コアホール

7月4日（水）智里西公民館（午前）/保健センター（午後）

7月5日（木）智里東公民館（午前）/伍和公民館（午後）

7月6日（金）伍和公民館

7月9日（月）保健センター

7月10日（火）保健センター

☆時間：午前7時～10時半、午後1時～3時

☆胃検診は、午前のみ行います。

◇基本健診（20～74歳）…昭和7年4月～63年3月生まれ

検査内容：計測・腹囲（64歳以下の方）・検尿・血圧・問診・採血・診察・
生活機能評価問診（65歳以上の方）

※心電図は医師の判断により選択的に受診となります。

費用：1,500円（村補助3,855円）

※心電図ありの場合は、プラス400円（村補助900円）

◇前立腺検査（50～74歳）…昭和7年4月～33年3月生まれ

検査内容：血液検査です。 ※尿の出が悪い等の症状のある方は、医療機関で受診して下さい。

費用：600円（村補助1,290円）

◇C型肝炎検査（20～74歳）…昭和7年4月～63年3月生まれ

検査内容：血液検査です。 ※今までに受けたことのない方が対象

費用：600円（村補助1,290円）

◇胃検診（30～74歳）…昭和7年4月～53年3月生まれ

検査内容：バリウムを飲んで胃の状態をみます。

※自覚症状のある方、再検査になりがちの方、過去2年間要精密検査の方は、
医療機関で胃カメラを受けて下さい。

費用：1,500円（村補助2,490円）

◇大腸がん検診（30～74歳）…昭和7年4月～53年3月生まれ

検査内容：便をとって検査します。

費用：500円（村補助970円）

～基本健診受診後、積極的な生活改善が必要な方に、
ライフスタイルにあわせた健康づくりを支援します～

基本
健
診

腹囲：男85・女90以上
又は、BMI：25以上

二次検診

（糖負荷検査）

※頸部エコーの対象に
なる場合もあります。

生活改善実践講座

個別相談
積極的な健康づくりを支
援します。

阿智高だより

vol.13

新学期が始まりました。

阿智村のみなさんいかがお過ごしですか？

4月4日、平成19年度1学期始業式ならびに第59回入学式が行なわれ、114名の新入生が阿智高校の門をくぐりました。

翌日には生徒会主催による新入生歓迎会が開かれ、2・3年生の先輩たちが新入生を温かく迎えました。



「平成19年度 新任式・始業式」(H19.4.4)

本年度新たに8名の新任の先生方をお迎えし、新学期がスタートしました。



「平成19年度(第59回)入学式」(H19.4.4)

新入生114名が入学しました。



「新入生歓迎会」(H19.4.5)

生徒会行事、クラブ活動などの、生徒会メインイベントである文化祭の説明、そして軽音楽同好会ステージ発表がありました



これからの行事 (1学期)

本年度もよろしくお願ひします。

4月	5月	6月	7月
24日(火) スポーツテスト	12日(土)~13日(日) 南信高校総体	7日(木)	7日(土)~ 8日(日) 文化祭 <small>おうちさい 棟祭</small>
25日(水) 富士見台登山(1学年)	18日(金)~22日(火) 中間テスト	14日(木)	20日(金)~25日(水) 保護者懇談会
27日(金) PTA第1回評議員会	26日(土)	21日(木)~25日(月) 地区PTA	26日(木) 終業式
	29日(火)~30日(水) 春季クラスマッチ	27日(水)~29日(金) 期末テスト	

Photo report [フォト・リポート]

平成18年度 コミュニティ助成事業で阿智村運動公園 に設置された格納庫



平成18年度コミュニティ助成事業により、阿智村運動公園に格納庫が設置されました。この助成事業は宝くじの普及広報事業の一環として、市町村やコミュニティ組織又はコミュニティ組織の連合体が行うコミュニティ活動に必要な施設や設備の整備に関する事業に対して行われています。

暖冬の影響で



今冬は記録的な暖冬で、桜やはなものの開花時期が暖冬の影響を受けて、平年より10日前後早く開花しました。(写真は上町 松木英雄さん宅のはなもも)

阿智村情報化 整備事業サービスについて

阿智村情報化整備事業サービスにつきまして、平成十九年度から新たに加入を希望される方の加入金及び工事費についてお知らせします。

情報化事業サービス

加入金 五二、七〇〇円

(宅内の改修工事が発生した場合は、別途ご請求いたします。また、場所により引き込み工事が行えない場合があります。)

光インターネット

工事費 五六、一三〇円

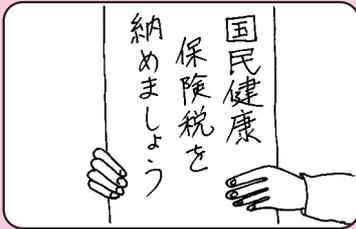
(インターネットのみのサービス提供はできません。情報化事業サービスへの加入が必要です。)

毎月二十日締めにて、申込を受け付けています。新規加入や契約内容の変更、その他のお問い合わせなどは、役場総務課までお問い合わせ下さい。

電話 四三二二二二〇

納めましょう(ヒッチハイク編)

年 金太郎



あぜみち

突然自由民主党地方行政調査会長より「阿智村のコミュニティ活動について」話をしようとの電話がありました。この「コミュニティの活動については、阿智村で行われている各自治会の活動が注目を集めており、総務省の「コミュニティ研究会」の委員にも私が委嘱されて出席しております。こんな関係もあって総務省からの推薦で私が呼ばれたものと思います。

四月十一日の午後五時より、自由民主党本部の会議室で二十数名の国會議員と関係する各省庁の職員が出席する中で、阿智村のコミュニティ活動と山村集落の実情について報告し、併せて山村集落が大変厳しい存続の危機に立たされている中で、国として山村集落存続のための有効な手段を講ずるように要請をして参りました。吉田議員さんも党の総務部会長であり、出席されておりました。

自治会のみなさんの熱心な活動が、このように全国的に評価されていることを誇りに思いました。みなさんの努力にあらためて感謝いたします。自分の住む地域を自分達の手でどう住み良いものにするのか、今年一年の活動に御期待を致します。

(一)